

# 第1節 農林業

## [第1項]

### 生産基盤の整備

#### 現況と課題

##### ■土地改良\*の推進

本市の土地改良については、昭和27年に西部土地改良区を施行し、現在まで24地区の事業が完了しています。施行面積は3,153haで、市内農地の78.8%となっています。残りの21.2%の施行についても市、土地改良事務所等の関係機関により事業を推進しているところですが、今後整備を必要とする地区の多くは、農地が樹枝状に広がる谷あいであることや、高低差が大きいなどの立地条件に伴う事業費の増大等が事業実施を困難にしています。

また、年々進んでいる農業就業者の高齢化と後継者不足という現状を踏まえて、各地区において農地の利用集積による、担い手農家の育成を重点に、規模拡大等により他産業と肩を並べられる経営体の育成に向けての整備が必要となっています。

##### ■農道の整備

昭和50年より農道舗装を実施し、平成11年度までに210.4kmを整備、舗装率は91.8%となっています。今後は、土地改良事業等により新設された農道も含めた中で、第二期農道舗装整備計画を策定し、未舗装分の早期整備と必要に応じた適正な維持管理が必要となります。

また、生産基盤の整備に伴う生産意欲の向上と、消費者ニーズにこたえた高品質で安価な作物を供給するうえでも、荷傷み、砂塵等の被害防止のため早急な対応が求められています。

##### ●土地改良事業

平成12年2月1日現在

完了		施行中	
地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)
24	3,153	1	69

##### ■農業用排水路の整備

昭和45年以前に土地改良事業を実施した地区の用排水路は、ほとんどが土水路で土砂の堆積等により通水に支障をきたしているほか、生活排水の流入による汚泥化が進んでいます。本来の農業用排水路としての機能の低下はもとより、悪臭等による生活環境の悪化を引き起こしていることから、これらの地区に事業費補助や資材の支給を行い整備を進めています。

また、農用地の宅地化や不作付け農地\*が増加する中で、用排水路は地元農家が維持管理を行っています。年々高齢化も進んでいることから、負担の軽減と生活環境の保全のため計画的な整備が必要となっています。

##### ■水資源の確保

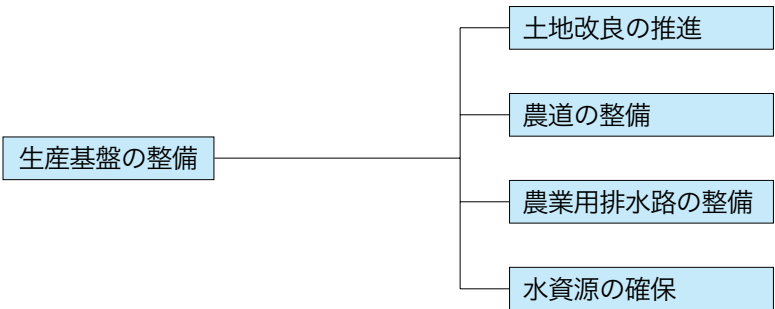
市内71か所のため池の造成時期は江戸時代から昭和初期と古く、漏水や堤体法面\*の浸食等が進み、かんがい用水に支障をきたしています。

昭和40年代以降に土地改良事業を実施した地区の農業用水は、両総用水\*を利用していますが、他の地区の865haは雨水やため池に依存しています。平成11年度までに67か所のため池が改良または補修されましたが、残りのため池についても計画的な改良や補修整備が必要となっています。

## 基本方針

1. 未整備地区農家の土地改良事業への理解を深めながら、担い手育成型の県営ほ場整備事業を基本として、地域の実情に応じた土地改良事業の推進を図ります。  
農業就業者の高齢化と後継者不足の状況から、大規模経営化に向けて担い手の育成と再整備の推進を図ります。
2. 農業基盤を強化し、生産性の向上と居住環境の改善を図るため、農道の早期整備を推進します。
3. 農業用排水路の整備については、その公共性を考慮し、生活排水の流入による農地の汚染や生活環境の悪化が憂慮される地域について、整備促進を図ります。
4. 農業用水については、両総用水、ため池及び地下水を機軸に水資源の確保を図り、新たな水需要に対処していきます。

### ◆施策体系



## 事業計画

### ■土地改良の推進

1. 現在、施行中の県営ほ場整備事業の早期完成を推進します。
2. 未整備地域の農家に対する啓発を図りつつ、土地改良事業を推進します。
3. 大規模経営の育成、大区画ほ場整備事業\*の推進に対する啓発を図ります。

### ■農道の整備

1. 幹線道路の早期整備を図るとともに、支線道路の舗装改良を推進します。
2. 既存農道の適正な維持管理に努めます。

### ■農業用排水路の整備

1. 公共的要素の強い基幹用排水路については、公共事業での整備を進めます。
2. 小規模な用排水路については、地区において整備し、事業費補助または資材の支給を進めます。

### ■水資源の確保

ため池施設の改良または補修については、大規模工事となる地区は公共事業で整備し、小規模工事は地区において整備し、事業費の補助を行います。

## 主要事業

- ・ 県営ほ場整備（新治地区、吉井地区、桂地区）
- ・ 湛水防除事業
- ・ 農道整備
- ・ 老朽ため池整備
- ・ 県営かんがい排水事業

## 農用地の保全

### 現況と課題

#### ■優良農地の確保

農業経営の自立を目指し、効率的かつ安定的な経営が図られるよう優良農地の確保に努めているところですが、近年、農畜産物の自由化、生産調整の実施、農業従事者の高齢化、農業後継者の減少等により農地を十分に活用できない状況にある中、農地転用による優良農地への影響等も懸念されています。

今後、優良農地の確保を推進していくためには、農作業の受委託\*を進める中で農地の流動化等土地の有効利用を促進していく必要があります。

#### ■農業経営基盤強化促進事業の推進

農地の効率的な利用を図るため、その利用集積について推進していますが、「貸し手に対し借り手が少ない」「借り手が土地を選択する」「小規模農家において資産保有意識が強い」など、近年は貸し借りが進みにくい状況にあります。

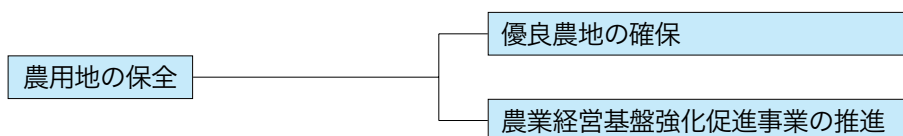
こうした中で、他産業と同水準の所得と労働時間の短縮によるゆとりを実感できる農業の確立を図るうえから、農地の利用権の設定、移転等により土地の集積を図り、利用権更新時においても適正な措置を講じる必要があります。

### 基本方針

農業経営の基盤となる農用地の利用集積は極めて重要であり、効率的かつ安定的な農業経営体の育成

のため、農地流動化の促進及び優良農地の確保を図ります。

#### ◆施策体系



### 事業計画

#### ■優良農地の確保

1. 農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保を図ります。
2. 耕作放棄地や休耕田については、環境保全、市民ニーズへの対応等から、市民農園や学習農園等として開放するなど、積極的な活用方法を検討、実施します。

#### ■農業経営基盤強化促進事業の推進

1. 農用地利用集積事業を推進するにあたり、面的集積を図る上から農地の貸し借り、売買、または更新時において設定者等に適正な措置を講じます。
2. 農地流動化推進員（農業委員28名）が地元農家の相談に応じ、流動化の窓口となるよう関係機関と連携して支援します。

### 主要事業

- ・農地利用集積
- ・高生産性水田農業促進

## 農業の集団化と担い手の育成

### 現況と課題

#### ■認定農業者の育成

平成12年における本市の農家数は1,902戸で、専業農家の占める割合が13.5%、第一種兼業農家\*が8.6%、第二種兼業農家\*が77.9%であり、農家数としては兼業農家が大半を占めています。また、経営規模も農家1戸あたり平均1.1haと小規模な農業経営となっているのが特徴です。したがって収入の大半を他産業に依存する傾向が強くなっており、農業労働力の主体も高齢者が中心で農業離れが一層進行しています。特に、収益性の低い土地利用型農業は、収益性の高い施設型農業に比べ担い手不足が深刻となっています。

現在、経営感覚に優れた効率的で安定的な農業経営体を育成するため「茂原市農業経営改善支援センター」を設置し、認定農業者等に対する相談支援活動を実施しています。しかし、国内の産地間競争や農産物の自由化等の中で、高い生産性と安定的な農業所得を確保するためには、経営管理及び生産管理の能力を備えた企業的経営感覚をもった経営体を育成することが求められています。このため経営規模の拡大や経営管理の方法などの改善を図ろうとする認定農業者を育成するとともに、農業経営体の中心に位置づけ、農用地の利用集積や農作業の受委託などを推進する必要があります。

#### ■経営体の育成

担い手や後継者が減少している中で、夫婦、親子

などの家族からなる経営体のうち、意欲ある経営体に対して、機械、設備の導入による省力化の促進や企業的経営のノウハウ\*や経営管理を研修指導することにより、優良な経営体を育成し、経営形態も家族経営体から法人化を図る必要があります。

稲作中心の土地利用型農業においては、21世紀型の農業を目指し、大型農業機械や施設投資の抑制等を行い、ミニライスセンター\*を設置して生産性の向上や低コスト化を図り農業経営者の組織化を進めてきました。

しかし、農業の兼業化や高齢化が依然として続いている現状を踏まえ、規模の拡大など経営の改善に努める農業経営体を核として、兼業農家や高齢農家を構成員とする地域ぐるみでの営農集団を設置し、農業生産法人の育成を図る必要があります。

#### ■農業後継者の育成

農業後継者については、農業経営者会議の活発な活動を通して育成に努めていますが、後継者が他産業へ従事し新規就農者等も無いに等しく、高齢化が進むなど農業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

今日、こうした状況に歯止めをかけることが求められており、就業者、後継者の確保及び育成に努めていく必要があります。

#### ●経営耕地面積の推移

各年2月1日現在

区分 年	計	田	畑	樹園地
	(a)	(a)	(a)	(a)
7	258,987	190,943	64,864	3,180
8	259,672	195,419	60,173	4,080
9	—	—	—	—
10	245,433	184,477	58,569	2,387
11	223,136	167,702	52,923	2,511

#### ●専業別農家数の推移

各年2月1日現在

区分 年	総農家数 (戸)	専業	兼業		
			計	一種兼業	二種兼業
7	2,497	274	2,223	246	1,977
8	2,399	288	2,111	215	1,896
9	—	—	—	—	—
10	2,273	304	1,969	201	1,768
11	1,902	258	1,644	163	1,481

## ●農家人口及び農業従事者の推移

各年2月1日現在

年	区分	農家数 (戸)	農家人口			農業従事者		
			総数	男	女	総数	男	女
7		2,497	11,546	5,616	5,930	6,493	3,605	2,888
8		2,399	11,122	5,460	5,662	6,150	3,403	2,747
9		—	—	—	—	—	—	—
10		2,273	10,329	5,049	5,280	5,681	3,171	2,510
11		1,902	8,812	4,324	4,488	5,539	3,017	2,522

## ●経営規模別農家数の推移

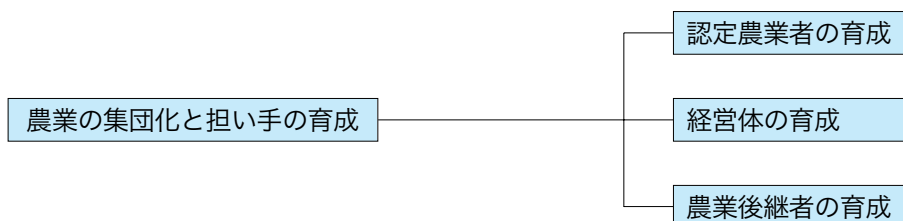
各年2月1日現在

年	区分	総数 (戸)	0.5ha	0.5～	1.0～	1.5～	2.0～	2.5～	3.0ha	例外規定
			未満	1.0ha	1.5ha	2.0ha	2.5ha	3.0ha	以上	
7		2,497	675	787	536	245	114	54	79	7
8		2,399	573	790	520	254	125	65	71	1
9		—	—	—	—	—	—	—	—	—
10		2,273	548	733	523	231	111	56	71	—
11		1,902	295	737	449	191	99	55	71	5

## 基本方針

1. 本市の農業の中核を担う農業経営者に対し、機械、施設、新技術の導入による省力化、企業的経営のノウハウや財務管理、生産管理を習得できる研修指導体制を整備しながら認定農業者の育成を図ります。
2. 農地の保全、有効利用、規模拡大、大型農業機械施設や施設投資の抑制を図っていくうえで、各地域に即した農業経営者の組織化及び法人化を推進します。

### ◆施策体系



## 事業計画

### ■認定農業者の育成

1. 農業経営改善支援センターを中心とし、相談支援活動を実施しながら、農業基本構想に基づく

認定農業者等を育成します。

2. 農地の流動化、作業受委託の推進、資金の融資等の支援を進めます。



## ■経営体の育成

1. 地域ぐるみで土地の有効利用を進めていくため、既設の組織の強化を図るとともに、兼業農家を含めた地域営農集団の組織化を推進します。
2. 機械、施設の共同利用による省力化を促進します。
3. 農業経営の合理化、近代化を図るため、法人化を促進します。

## ■農業後継者の育成

1. 各協議会を中心に、農業関係機関との連携を図りながら、研修会や講習会等を開催し育成を図ります。
2. 近代的施設とその整備に対する効率的な制度資金の活用等についての支援を進めます。



## 現況と課題

## ■土地利用の合理化

本市の経営耕地面積は平成12年時点で2,231haで、そのうち水田が1,677haで全体の75.2%を占め、畑は529haで23.7%となっており、各農家においては水稲と野菜の複合経営が主流となっています。

水田が経営耕地面積全体の7割以上を占める状況の中で、米の生産調整が実施されてきたため、米に代わる作物の生産に向けて、客土、暗渠排水事業をほどこし、麦、落花生、大豆等の作物を取り入れ、畑を含めた生産性の高い輪作農法を進めてきました。

農地は優れた保水機能と地域環境保全の役割を持っていることから、これを堅持し、合理的に利用できるように整備していく必要があります。

## ■広域施設整備の推進

農業後継者や担い手不足などの問題は、長生郡内の町村においても大きな問題となっており、長生地域が一体となって農業を発展させる必要性が高まっていることから「長生地域農業・農村に関する広域構想」に基づき、農業の広域化を進めています。この構想を受け、長生地域の農業を県東部の重要な基幹産業として位置づけ、労働の軽減や低コスト化、資源の有効活用等により生産力を増大させるため、広域的な施設整備を図る必要があります。

## ■技術革新の推進

現在、園芸作物については、溶液栽培\*や省エネルギー施設等の設置を進めており、水稲においても、低コスト稲作を導入して、生産性向上に努めていますが、さらに新しい生産方式の導入、栽培技術の普及を進めていく必要があります。

## ■特産物の栽培促進

本市は、自然的条件に恵まれており、国の産地指定を受けた秋冬ネギの生産については、栽培面積93.5ha、生産農家戸数は157戸を数えます。産地間競争に勝ち残っていくためには、他の特産物の掘り起こしやネギの周年栽培、さらに消費者動向に合わせて農産物に付加価値を付ける栽培の促進が必要になります。

## ■施設園芸の推進

本市の施設園芸では、トマト、キュウリ、イチゴ、バラ等が生産されています。

栽培農家は、全農家の3.3%にあたる62戸であり、他の部門からみると少ない状況ですが、本市及び周辺地域での人口増加に伴い、地元消費の増加が見込まれるため、都市型農業への指向を高めつつ生産力の向上を図っていく必要があります。

## ■観光農業の推進

イチゴ狩りやひめはるの里への農産物直売所等の設置など、観光農業に取り組んできましたが、年間的な観光農業を目指すためには、レジャー施設、体験ほ場、地元生産物販売、加工施設等の整備を進めていく必要があります。



## ●農業粗生産額及び生産農業所得の推移

(単位：百万円)

年	区分	合計 ①+②+③+④	耕 種								
			計①	米	麦類	雑穀豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸作物
6		8,861	7,974	3,578	9	113	88	3,454	57	409	228
7		7,339	6,546	3,097	7	148	71	2,655	53	284	196
8		6,948	6,175	3,127	4	169	75	2,316	52	215	179
9		7,358	6,159	3,031	4	178	72	2,365	38	214	203
10		7,627	6,602	2,757	4	139	79	3,126	40	193	203

年	区分	種苗・苗木 類・その他	養蚕 ②	畜産 ③	加工農 産物④	農業所 得率	生産農 業所得 (単位：千円)	農業生産性 (単位：千円)	
								耕地10a当たり 生産農業所得	基幹的農業従事者1人 当たり生産農業所得
6		38	7	880	—	57.4	5,086	132	1,856
7		35	6	787	—	58.1	4,262	111	2,004
8		38	4	769	—	52.3	3,637	95	1,710
9		54	6	1,193	—	48.7	3,581	94	1,684
10		61	6	1,019	—	49.0	3,735	100	1,756

## ●家畜飼養農家数及び頭羽数の推移

各年2月1日現在

年	区分	乳用牛		肉用牛		豚		にわとり	
		飼養農家数	頭数	飼養農家数	頭数	飼養農家数	頭数	飼養農家数	羽数
8		14	495	3	51	4	118	7	4,590
9		11	473	1	×	4	425	3	4,030
10		12	496	1	6	3	127	3	4,020
11		11	460	0	0	2	×	2	5,600

## ■主要農産物の作物別農家数と面積

各年2月1日現在

年・区分	5		6		7		8		10	
	農家数	面積 (a)	農家数	面積 (a)	農家数	面積 (a)	農家数	面積 (a)	農家数	面積 (a)
水 稲	2,453	170,747	2,411	169,345	2,095	168,868	2,275	161,472	2,160	152,631
らっかせい	593	9,678	520	7,885	507	7,009	470	6,490	520	5,303
ね ぎ	839	12,996	712	12,858	962	12,807	741	12,495	814	12,161
だいこん	989	1,589	850	1,375	1,058	918	809	1,324	899	1,503
た ば こ	—	—	—	—	20	3,845	19	3,697	21	3,677
きゃべつ	475	1,038	492	1,192	765	878	448	1,119	560	1,137
さといも	766	1,289	648	1,051	826	684	620	1,058	662	1,250
な す	…	…	…	…	1,038	571	…	…	…	…



## ●施設園芸の作物別収穫農家数と面積

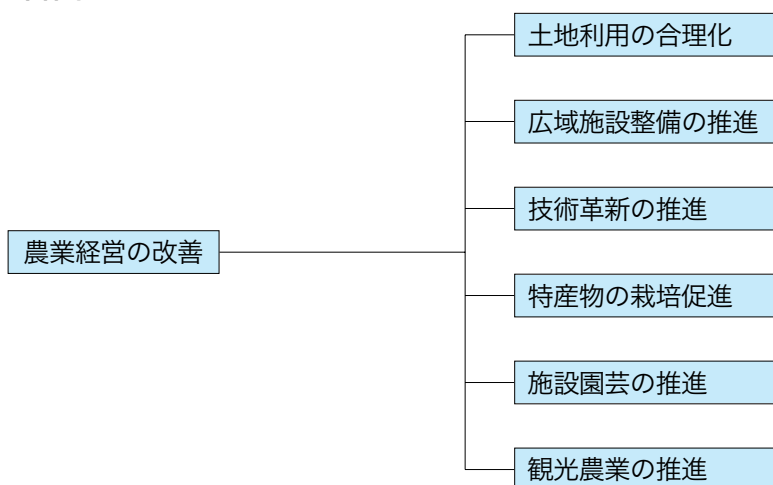
各年2月1日現在

年・区分 名称	5		6		7		8		10	
	農家数	面積 (㎡)	農家数	面積 (㎡)	農家数	面積 (㎡)	農家数	面積 (㎡)	農家数	面積 (㎡)
野菜類	50	129,559	55	121,852	53	106,400	51	127,310	52	140,056
花き花木類	18	86,125	16	80,527	18	104,500	18	79,930	18	76,686

## 基本方針

1. 農業従事者の高齢化、担い手・後継者不足が進展する中で所得の向上、魅力のある農業を目指し経営の合理化を図るため生産力の確保、近代化された機械施設の共同利用、栽培技術革新等を推進します。
2. 「長生地域農業・農村に関する広域構想」に基づき、広域的な施設整備を推進するとともに、利用組織の整合を図ります。
3. 首都圏郊外の立地条件を生かして、大都市住民や地元消費者を対象とした付加価値の高い生産物を供給する都市型農業の展開を図ります。

### ◆施策体系



## 事業計画

### ■土地利用の合理化

生産体制の確立に向けて、土地の集積、水田の条件整備を図り生産性の高い土地利用型農業を推進します。

### ■広域施設整備の推進

長生地域で、一体的に活用する農林業施設整備を推進します。

### ■技術革新の推進

各作物に対し、作業の省力化、生産性向上を図るため新技術導入を積極的に推進します。

また、研究開発の拠点として、農業指導センター等の既存施設の機能強化を図り、地域の特産的な作物開発に向けた体制整備を推進します。

## ■特産物の栽培促進

地域振興作物及び産地の指定を受けている作物を中心に、労働力の確保、機械施設の整備、計画生産を積極的に推進します。

## ■施設園芸の推進

農業経営の近代化や出荷体制、施設ほ場の集団化、

省力化のための機械化を促進し、面積の拡大を図ります。

## ■観光農業の推進

通年観光農業を目指し、ひめはるの里を拠点として諸環境を整備するとともに、観光農園\*、市民農園、農産物直売所などの充実を図ります。

## 主要事業

- ・ 農業近代化資金利子補給ほか
- ・ 園芸振興対策



## 流通の改善

### 現況と課題

#### ■出荷体制の充実

生産組合などにより組織化された生産者については、生産物を農協系統の出荷体制により首都圏市場に向けて計画的に出荷輸送し、その他個人等の出荷については、地元市場を中心に行われています。

今後、個人出荷等についても、首都圏の生鮮食料基地として1か所に集荷し、共同選別して出荷できるような体制の充実を図るとともに、広域的な出荷、流通体制を強化していく必要があります。

#### ■市場機能の強化

公設卸売市場は、市民生活に不可欠な生鮮食料品等の流通拠点として重要な役割を果たしています。しかしながら、流通の多様化に伴う市場外流通の拡大により、取扱量、取扱金額が減少しています。生鮮食料品等の安定的な流通の確保のため、産地、消費者と情報交換等を図り卸売市場の健全な発展と活性化に努めます。

### 基本方針

1. 農業経営の近代化を図るとともに、特産地化と計画生産を推進し、消費者ニーズに対応できる広域的な出荷、流通体制を強化します。

また、市場機能の青果物流通の改善合理化を図る観点から情報機能の充実、取引の合理化及び

卸売業者、仲卸業者の機能強化を推進します。

2. 健全な市場運営を図るとともに、生鮮食料品の安定供給により、市場の適正かつ健全な運営を確保しつつ、経営の基盤強化を図ります。

#### ◆施策体系



### 事業計画

#### ■出荷体制の充実

1. 共販体制を再整備し、中央及び地元市場への出荷や産地直売体制を推進します。
2. 共同による集出荷体制を充実し、生産者の作業負担軽減と流通コストの削減を図ります。
3. 農協組織の広域合併により、地域の出荷、流通体制をより強化し、促進します。

#### ■市場機能の強化

1. 消費者に対する迅速かつ効率的な生鮮食料品等の安定供給に努めます。
2. 生鮮食料品等の生産者に対する確実かつ迅速な販路の提供に努めます。
3. 流通、小売業者に対する生鮮食料品等の安定的、効率的な供給を図るため、市場の位置及び規模等について検討を進めます。

## 林業の振興

### 現況と課題

#### ■森林環境の整備

本市の山林面積は、市域の15.8%にあたる1,581haで、林地開発等により年々減少傾向にあります。

また、所有者の多くは1ha未満と小規模なため収益性が低く、林業に主として従事する人も少ないことから、枝打ちや間伐などの管理が十分行われていないのが現状です。

森林は生活・自然環境を保全するなど様々な機能を有し、豊かな市民生活を維持する上で大きな役割

を果たしています。

このため、森林を継続的に保全し、森林生産基盤の整備や造林、保育などを促進する必要があります。

#### ■特用林産物の生産

本市では特用林産物として、シイタケを主に栽培しており、茂原市椎茸組合を中心に生産力の確保を図り、他のキノコ類、タケノコ、クリ等の生産を推進して行く必要があります。

### 基本方針

林業の構造改善と技術革新を通して、人間の活動と環境の調和という視点に立って、自然的、社会的条件を踏まえ、総合的に森林の保全を図ります。

また、森林組合を林業振興の拠点として、適切な造林及び保育、さらに特用林産物の生産を促進します。

#### ◆施策体系



### 事業計画

#### ■森林環境の整備

1. 自然的、社会的、経済的条件を踏まえて、森林の有する機能の維持向上を目指し保全に努めていきます。
2. 優良な森林の造成、間伐、保育などを、森林組合と連携を図り実施します。
3. 森林管理のための施設として、林道の維持管理に努めます。

#### ■特用林産物の生産

森林組合と連携をとりながら、茂原市椎茸組合を中心に生産力の確保とその他特用林産物の生産振興を図ります。